

生産行程管理業務規程

平成28年12月20日

1 作成者

イワテケンクノヘグンノダムラオオアザノダ
ダイニジュウナナチワリナナジュウサンバンチ

住所 (フリガナ) : (〒028-8201) 岩手県九戸郡野田村大字野田第27地割73番地
ノダムラギョギョウキョウドウクミアイ

名称 (フリガナ) : 野田村漁業協同組合

代表者 (管理人) の氏名 : 代表理事組合長 小野 茂雄

ウェブサイトのアドレス : <http://www.jf-noda.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名 : 第11類 貝類

区分に属する農林水産物等 : ほたてがい

3 農林水産物等の名称

名称 (フリガナ) : 岩手野田村荒海ホタテ (イワテノダムラアラウミホタテ)

4 明細書の変更

野田村漁業協同組合 (以下、「同組合」) は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 養殖漁場及び養殖方法の確認

同組合は、生産者に「岩手野田村荒海ホタテ」生産方法報告書(別紙1(参考様式))を毎年3月1日までに作成・提出させ、同組合職員が、その報告内容を確認することで、明細書に記載の各基準を遵守しているか否かを確認する。

また、同組合職員は、年1回以上生産者に対する養殖漁場の現地調査及び聞き取り調査を実施し、「岩手野田村荒海ホタテ」生産方法報告書(別紙1(参考様式))に確認事項を追加記載する。

(2) 最終製品の確認

同組合は、水揚げされたホタテガイについて、同組合職員により(1)の記録を確認するとともに、最終製品を確認する。当該確認を終えた「岩手野田村荒海ホタテ」は、同組合が受け入れし野田漁港水産物蓄養施設(以下、「蓄養施設」)において一時保管した後出荷する。

(3) 臨時調査の実施

明細書に記載の各基準が遵守されていないことが疑われる場合には、同組合は、臨時に同組合職員による現地調査を実施し、「岩手野田村荒海ホタテ」明細書適合性等調査指導報告書（別紙2（参考様式））に記録する。

6 明細書適合性の指導

同組合は、明細書に記載の各基準に従った生産が行われていない場合には、当該生産者に対し、警告を発し、是正を求める。警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、同組合は、当該生産者が生産したホタテガイについて、「岩手野田村荒海ホタテ」として受け入れない。

また、同組合は、明細書に記載の各基準を満たさないホタテガイについては、「岩手野田村荒海ホタテ」及び登録標章を付した状態で出荷しない。

なお、同組合は、生産者に対し、文書での通知とともに講習会等の説明機会を毎年設け、明細書に記載の基準の周知徹底を図るものとする。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 同組合は、蓄養施設から出荷する際に、明細書に記載の各基準のいずれも満たしているホタテガイについてのみ、地理的表示である「岩手野田村荒海ホタテ」及び登録標章が使用されているか否かを確認する（「岩手野田村荒海ホタテ」出荷調査表（別紙3（参考様式））。この際、地理的表示が使用されているもの（例えば、出荷用発泡スチロール箱）についても確認する。

(2) 同組合は、蓄養施設から出荷する際に、以下のホタテガイであるか否かを確認する。

①明細書に記載の各基準のいずれかを満たしていないホタテガイであるにもかかわらず、地理的表示である「岩手野田村荒海ホタテ」及び登録標章が使用されているホタテガイ

②地理的表示である「岩手野田村荒海ホタテ」のみが使用されているホタテガイ

③登録標章のみが使用されているホタテガイ

④地理的表示である「岩手野田村荒海ホタテ」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されているホタテガイ

8 地理的表示等の使用の指導

(1) 同組合は、7（2）の確認の際に以下の表示を確認した場合は、「岩手野田村荒海ホタテ」の出荷を停止する。また、同組合の生産者による不適正な地理的表示「岩手野田村荒海ホタテ」又は登録標章の使用が確認された場合には、当該生産者に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、同組合は、当該生産者を除名等ができるものとする。

- ①明細書に記載の各基準のいずれかを満たしていないホタテガイであるにもかかわらず、地理的表示である「岩手野田村荒海ホタテ」及び登録標章を使用している場合
 - ②地理的表示である「岩手野田村荒海ホタテ」のみを使用している場合
 - ③登録標章のみを使用している場合
 - ④地理的表示である「岩手野田村荒海ホタテ」に類似する表示、または登録標章に類似する標章が使用されている場合
- (2) 適正な地理的表示の使用について、生産者への周知徹底を図るため、同組合は、前記6(3)の文書での通知とともに、講習会等の説明機会において、指導するものとする。

9 実績報告書の作成等

同組合は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。


- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
 - 「岩手野田村荒海ホタテ」生産方法報告書(別紙1(参考様式))
 - 「岩手野田村荒海ホタテ」明細書適合性等調査指導報告書(別紙2(参考様式))
 - 「岩手野田村荒海ホタテ」出荷調査表(別紙3(参考様式))
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存


同組合は、前記9(2)により作成・提出した資料に加えて以下の書類を、同組合事務所に、その提出の日から5年間、保存するものとする。


- ① 同組合が作成した「販売品荷受票」

11 連絡先


住所又は居所： 

宛名： 

担当者の氏名及び役職： 

電話番号： 

ファックス番号： 

電子メールアドレス： 

平成〇〇年「岩手野田村荒海ホタテ」生産方法報告書

作成者 : (住所)
(氏名)
(報告日)

下記のとおり、「岩手野田村荒海ホタテ」の生産方法に従い、ホタテガイを採苗・養成したことを報告します。

確認項目	報告欄	確認欄
1 養殖漁場は岩手県野田村野田湾内である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 種苗は、採苗器を用いて岩手県野田村野田湾内で採苗したものである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 採苗時以外の養成方法は、耳吊り方式でなく、養殖用のカゴにホタテを収容して養成するカゴ養殖方式である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 養殖期間中は、定期的に分散作業や機械等による付着生物の除去を漁船内又は野田村内の漁港内で行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【採苗・分散作業時期】

	1年物	2年物	3年物
採苗			
第1次分散			
第2次分散			
第3次分散			
第4次分散			
第5次分散			

※1 実施年月を記入

※2 報告日以降に実施した場合は、漁協職員が聞き取り調査を行い記録するものとする

漁協確認欄

上記記載事項に誤りないことを確認した。

(現地確認実施日) 平成 年 月 日

(確認実施者) 氏名 印

「岩手野田村荒海ホタテ」明細書適合性等調査指導報告書

野田村漁業協同組合

(担当者名)

印

(作成日) 平成 年 月 日

該当案件概要	
1 違反確認日	
2 違反内容 (該当生産者) (違反内容)	
3 指導内容 (指導担当者) (指導内容)	
4 指導の結果	

